

# 若越郷土研究

52 の 2

## 松平文庫

### 「九頭竜川河口絵図」について

平野 俊 幸

はじめに

福井県立図書館に寄託されている越前福井藩の公文書であった松平文庫の中には大小各種の絵図が含まれている。慶長越前国絵図等数メートル四方に及ぶ大部のものもあるが、小ぶりのものも少なくない。辰之標「文武」袋にも小ぶりの絵図が多数含まれているが、その中に「九頭竜川河口絵図」<sup>①</sup>という絵図がある（以下、「河口絵図」という。）。

河口絵図には、特に表題が記されているわけではないが、三国湊、出村、宿浦、泥原新保浦、川崎村といった九頭竜川河口周辺が描かれているためこのような名前が付けられたのであろう。大きさはほぼA4判程度、淡彩

で着色されているほか、後述するような書き込みが各所に朱筆で加えられている。「文武」袋に含まれる史料の多くは幕末の弘化・嘉永年間のものとされるが、河口絵図には年号の記載はない。

本稿では、この河口絵図の作成年代とその経緯を考察することとする。<sup>②</sup>

(1)「松平文庫福井藩史料目録」二〇頁、七五五号  
(2)三国湊を描いた絵図としては、安永七年（寛政三年（一七七八）一七九二）の作成とされる

「三国浦絵図」(福井県史)資料編16上、絵図・地図、21図、明治初年の作成とされる「三国湊滝谷村絵図」(同書解題・解説、五四頁)のほか、三国湊を鳥瞰的に描いた慶応元年の作成とされる「越前三国湊風景之図」などがある（いずれも、坂井市みくに龍翔館所蔵）。

#### 一、河口絵図に記された情報

河口絵図には、様々な情報が盛り込まれているが、その中には作成年代を絞り込めるものがある。

(一)道実島<sup>ちじつしま</sup>と殿島

まず、河口絵図の中央やや左、九頭竜川(河

口絵図では「福井川」とある。)と竹田川(河口絵図では「金津川」とある。)の合流点付近に中洲の島がいくつか描かれており、最大のものは「道実島」と、他は単に「島」と記されている。

『福井藩下領村鏡』によれば、「嶋三ヶ所」があり「葭嶋 殿嶋共御嶋共言、三国支配。

道実嶋 往古新保浦道実彦兵衛へ賜、今二新保浦へ支配ス。新保嶋有故新保浦ニ支配ス。」と記されている。<sup>③</sup>

また、『越前国名蹟考』によれば、同じく次のように三つの島が記されている。<sup>④</sup>

「葭島 式百八拾八間に九拾五間、国絵図」同 式百五拾間同に六拾四間同下の方にあり」「同 百六拾四間に四拾五間上の方に在り、国絵図」「右三島何茂川島なり大なる中の島を道実島と云商家道実何某支配なるへし川上の方に在る島は別によふ名目なし水下的の方に在るを新保島といふ」道実島は、既に室町時代には「出来島」と呼ばれ、明徳四年（一三九三）および応永二一年（一四一四）の二度にわたり三国湊と九頭竜川の対岸に位置する阿古江<sup>あこえ</sup>とでその帰属

を争ったが阿古江の所屬となつた。<sup>5)</sup>

『三国鑑』<sup>6)</sup>によれば、「新保浦道実与六支配、文政四巳年御用地二相成人家建、人家八三国支配」とあり、泥原新保浦に居住していた道実氏の名前に基づくものである。

道実氏は他の泥原新保浦の船持商人とともに津軽等東北方面で材木を買い付けて商売を行つており、「道実氏由緒書」<sup>7)</sup>によれば、寛文九年(一六六九)には津軽藩から手船二〇艘の船役免許状を得ているほか、福井藩からも「大安院様御代中ノ嶋拝領仕、是ヨリ字道実嶋ト唱申候」とあり、道実島は大安院すなわち福井藩四代藩主松平光通から拝領されたものであつた。

同由緒書によれば、道実島は「文政二己卯年御用地二相成、嶋代り御米式百俵ツ、年々被下置」になつたとされる。『三国鑑』では文政四年に御用地になつたという記述があり、二年の差があるが、『三国鑑』の方は文政四年に三国湊から道実島に汐見橋が架けられたことと混同された可能性がある。<sup>8)</sup>なお、汐見橋の規模は、『三国鑑』によれば、「長さ三十五間、幅三間」であつたが、天保五年

に両端を石造とする半石半木の橋に架け替えられるなど、何度か架け替えられた。

さて、河口絵図には道実島に汐見橋が架かつていない。また、島内には田畑と見られる縦横の線が記されるほか林の中に建物らしきものが一軒見えるのみで、「人家建」つ状況にはない未開発の状況である。当然のことながら、幕末に浅田新右衛門が大砲等を製造していた鋳物工場や、加賀藩の廻米を請負つたこともある豪商三国与兵衛の邸宅もない。<sup>11)</sup>

一方、『福井藩下領村鏡』に記された嶋三ヶ所の一つである殿島は、河口絵図では丸岡藩領川崎村と陸続きになつているが、その状況について後述する築洲のような注記は特にない。一般に、中洲など土砂の堆積は浚渫をしない限り進むことを考えれば、河口絵図の殿島付近の状況は『福井藩下領村鏡』が作成された安永二年(一七七三)から時間が経過しているように感じられる。<sup>12)</sup>なお、殿島は文化九年四月に福井木田町の油屋嘉兵衛が十か年間二十俵づつ上納することで開田請作を落札しているが、河口絵図は概略であるため開田済みであるか否かを判断することは出来

ない。

したがって、河口絵図の景観年代は安永二年より下るものの文政四年を下ることはない。

#### (二) 三国湊の各町名記載

河口絵図には、九頭竜川の川端に三国湊の家々が並ぶ姿が描かれており、川端の川側に朱筆で町名が記載されている。川下側から順番に「木場町」「今町」「下新町」「元新町」「松ヶ下町」「下西町」「上西町」「大門町」「元町」「中町」「上ミ町」、そして後述する「御蔵所」を挟んで「岩崎町」が記されている。

『三国鑑』によれば、「元新町」は「正保二乙酉年人家建」とあり、「下新町」は「元新町追々家数増ニ付、二町二分ツ」とある。また、「木場町」は「慶安元戊子年人家建、但今町ヨリハ七十年斗前也」とあり、「今町」は「享保二酉年迄ハ遠浅荒地ニ候を、木屋甚右衛門・平野屋吉右衛門願之上地盛引受人家建」とあり、また、享保二十年に木場町の長町人らが提出した証文によれば、「十九年以

前右あはら地屋敷に相願今町出来、依之家統に罷成候」とある。<sup>15)</sup>

河口絵図には今町も町建てされている状況が記されていることから、享保二年（一七一七）以降の景観年代である。

### (三) 上ミ町の「御蔵所」

河口絵図の竹田川沿い、三国湊の上ミ町と岩崎町との間には「御蔵所」が記されており、両側の町並みとは異質で柵で囲まれている。

享保二〇年（一七三五）二月晦日に三国湊で発生した大火では、家屋二九八、土蔵二六が焼失したほか、御米宿の土蔵に保管され廻船の到着を待っていた幕府領預所廻米一万八〇〇俵（六、六二七石九升余）が焼失した。<sup>16)</sup>

これを機に幕府から類焼の恐れがない場所に御米蔵の設置を求められ、翌々年の元文二年（一七三七）に設置されたものである。

### (四) 出村と川口留御番所

この河口絵図で一際目に付くのは、三国湊の川下側の出村である。出村は、朱筆の点線で囲まれ、「朱引ノ内丸岡領大方」と記され

ている。丸岡藩領滝谷村の出村であったが、町場である福井藩領三国湊に続くため三国出村と称されることもあった。<sup>17)</sup>

三国湊の滝谷出村との境界付近に記された川口留御番所は、『三国鑑』によれば「正保元申年三国町端ヨリ滝谷地境江引越、文久元西年同所川端江御建替」とあるが、川端には柵が設けられて建物はやや内側に記されていることから、正保元年（一六四四）から文久元年（一八六一）までの景観状況を示している。

なお、河口絵図には、付箋が二箇所付けられているが、それぞれ滝谷村および川口留御番所のそれぞれ下に丸岡藩の年貢米の廻米について次のように記されている。

「滝谷村ハ此所ニ而、則丸岡<sup>（俵）</sup>之米倉有之故、夫方直二舟積沖出せんと事」

「此所口留御番所ニ而船積之儀悉皆此御番所前ニ而為積候事ニ而、是方下へ舟繫させ不申事前々方之御法ニ而、則御条目之通ニ而者丸岡廻米ハ元舟を此御番所前へ繫置、滝谷村方此所迄伝馬舟ニ而持付ケ積入候事ニ而、川上へ引上候事ニ而、余程手間造作も有之事也、

其上此節伝馬舟賃甚高直之由、旁以丸岡方ハ滝谷村方積出候得者格別便利之事也、但口鏡方下役此御番所へ詰居諸荷物改也」

近世中期には、越前国内では福井藩の他に鯖江藩、大野藩、勝山藩など諸藩の領地が錯綜していた。諸藩の年貢米は三国湊に運ばれ津出しされたが、その間保管施設は三国湊の町蔵を借りて廻米に備えていた。<sup>18)</sup>

一方、丸岡藩では三国湊に隣接する滝谷村を領有していたことから、その出村（滝谷出村）に米蔵を設置していた。ただし、直接船積みすることはできず、三国湊を経由する必要があった。<sup>19)</sup> この付箋では、丸岡藩米蔵から年貢米を積んだ伝馬舟を川口留御番所前まで廻り、改めを受けてから廻船に積み込む段取りであったことが記されている。

### (五) 水戸小屋（宿浦）

水戸小屋は、河口絵図には九頭竜川河口である水戸口を見下ろす宿ノ浜の高台にあり、櫓と柵らしきものが概略ながら記されている。出入りする船の安全な航行をするために設置されたもので、元禄十二年「町内治定

改方記録、安永二年『福井藩下領村鏡』および慶応元年『三国鑑』にそれぞれ次のように記されている。

「同所(宿浦) 水戸案内小屋 右元禄十一寅年ヨリ室屋惣次郎支配ニ被仰付候、入船難義不致様ニ致度願ニ付御免被仰付候、夫ニ付他国船ヨリ一人三分ツ、案内賃ヲ取、右入用ニ当也、当所ノ船ニハ右間役カ、り候事ハ決て無之義ニ御座候」<sup>20)</sup>

「水戸口 水戸小屋導洲亭ト云、水戸守室屋亀次郎支配、元禄十丁丑年カ代々勤之、燈楼、榜示船式艘」<sup>21)</sup>

「水戸小屋 元禄十一寅年入船難儀不致様ニとの室谷亀次郎願ニ付御免、仍之他国船カ一人ニ錢三十文宛水門案内賃を取」<sup>22)</sup>

年号が元禄十年(一六九七)と元禄十一年とで一年の違いがあり、室屋惣次郎と室屋亀次郎(室屋惣次郎の子)という名前の違いがあり、他国船からの案内賃に一人あたり三分と錢三十文の違いがある。<sup>23)</sup>

河口絵図にみえる槽については、元文三年(一七三八)に水戸教船灯明を立てるために「宿浦浜之内拾間四方致借地小屋を建候」と

あることから、この小屋が灯明の槽を示すものならば元文三年以降のことになる。<sup>24)</sup>

この水戸小屋の設置の経緯について、松平文庫「越前世譜」には、元禄十年十月に次のように記されている。<sup>25)</sup>

「近年三国湊水戸口瀬替り、渡来之入船一ノ瀬ニ而致破損候故入船少く相成候ニ付、昼夜共一ノ瀬左右ニ船壹艘宛出置水道を教、夜分ハ水戸口ニ目当之燈立置度旨室屋惣次郎与申者願出候ニ付、願之通可申付旨金津奉行大宮彦右衛門茂富江月番御家老申渡之」

しかしながら、同じ十月に三国湊の近隣の幕府領安嶋浦において「新泊り囲築立申度願之訴状」が舟寄陣屋に提出されており、翌十一月には金津郡代から三国湊の間丸庄屋間屋等に知らされ、争論となったが、翌十一年正月には三国湊側が勝利し、安嶋浦に築港されることはなかった。<sup>27)</sup> この争論の背景には九頭竜川河口を経て三国湊へ廻船が入港するのに支障があったことが背景にあったからであろう。なお、この水戸小屋は『三国鑑』で次のよう

に記されているように、幕府領廻米を積み込んだ廻船(御城米船)が出帆する際の出張所としても利用されていたが、幕末の外国船への対応のため安政三年(一八六五)に三国湊周辺に設置される御台場の一つが水戸小屋前に設けられることになり、宿浦御台場の施設に転用された。<sup>28)</sup>

「御城米船出帆之節出張所 古来水戸小屋江出張之所、安政三辰年水戸小屋ハ御台場御用ニ相成候ニ付、湊カ取建平生ハ清右衛門江貸置」

したがって、水戸小屋の設置期間からみると、河口絵図は元文三年から安政三年までの間のものである。

(六) 木蔵(御材木蔵)(宿浦)

河口絵図では、水戸小屋の左下には「木蔵」と記された柵に囲まれた建物がある。「町内治定改記録」には、宿浦に「御材木蔵」があったとされることから、福井藩の施設であり、藩の普請の必要に応じて材木が用立てられた。<sup>30)</sup> なお、「寛文二寅年御木蔵引越ニテ建」と記載されていることから、寛文二年(一六

六二)に移転建設されたものであるが、引越し以前の場所は明らかではない。<sup>(31)(32)</sup>

(七)新御番所(宿浦)

河口絵図の木蔵の左上、出村の近くに「新御番所」と記された建物が見えるが、これは次のように、寛政十年(一七九八)に設置されたものである。

「先達而御評議有之候宿浦滝谷村地境ニ新規御番所御建被遊候ニ付、右請負役人共へ被仰付、則たはこや孫兵衛へ申付、此節專地取出来御普請ニ相懸役人共替ル々々見分ニ罷越候、・・・(以下略)」<sup>(33)</sup>

河口絵図ではこの付近はやや入江のようになっており、そこに複数の廻船が描かれていて、碇泊するには都合のよかった様子がかがえる。この入江部分は福井藩が丸岡藩領滝谷出村との境界に設置した川口留御番所からは死角となっていた。

新御番所は、設置の五年前に発生した丸岡藩領滝谷出村と福井藩領三国湊との間で繰り広げられた湊の権益を巡る争論に関わるものである。寛政六年には、幕府裁定により福井

藩が越前一国を支配していた頃以来の沖口制度が認められ、入津した廻船との商取引は福井藩の外港である三国湊が独占することが改めて承認され、丸岡藩領滝谷出村が廻船と直接取引することは禁じられた。<sup>(34)</sup> 今日伝わる寛政七年制定の沖ノ口法度条々はこの争論の結果を踏まえたものである。

新御番所の役割は、次のように、滝谷出村の川上側に位置する川口留御番所とともに、川下側から滝谷出村を監視する役割を果たすものであった。<sup>(35)</sup>

「松平越前守領分越前国坂井郡宿浦地内領主材木蔵西南海手の方へ仮建同様ニ小屋一ヶ所此度取建申候、右者毎年三月及八月迄他国船出入之節取締之為軽キ小役人共出役致来候、右之者共休息所旁々迷置、毎年古之節ハ小屋二詰させ申候調ニ御座候、左候得ハ格別ニ海辺元締ニも相成候、・・・(以下略)」

なお、この新御番所は幕末の文久二年(一八六二)には撤去されたが<sup>(37)</sup>、同年春に川口留御番所が川端に石垣を築立てて建替えられたことに伴うものであった。<sup>(38)</sup>

新御番所が記載されていることから、河口絵図は寛政十年から文久二年までの景観を示している。

(八)灌頂寺水刳杵

灌頂寺水刳杵は、寛永九年(一六三二)に三国湊の川端の水深を維持するため、肥後熊本藩出身の野村市之丞により対岸の泥原新保浦の字灌頂寺に水刳杵を設置したもので、その後何度か修繕を繰り返した。<sup>(39)</sup>

河口絵図では、九頭竜川が灌頂寺付近の水刳杵で川の流れが方向を変え、道実島と川崎村との間を経て三国湊川端を経て河口(銚子口)に至る流れを朱点線で記載しており、その傍らに「往古ハ此筋ヲ通りニ水筋相流レ候由」との注記が朱筆で加えられている。一方、九頭竜川の本流の場所には「此外筋新保浦川岸渡銚子口へ出水勢強ク相見へ申候」との注記が同じく朱筆で記されている。

また、河口絵図には朱点線に沿った道実島と川崎村との間付近には築洲や新島ができている様子や、三国湊の川端に水深の記載、川幅の記載がある。

これらのことから、河口絵図には、本来、灌頂寺水刳杵の設置により朱点線に記されているような川の流れとなっていたのが、灌頂寺水刳杵が十分に機能しないため、土砂が堆積して三国湊の川端の水深が浅くなっていることを示す情報が多く記入されていることが判明する。

- (3) 高橋好規家文書
- (4) 福井県立図書館・福井県郷土史懇談会共編『越前国名蹟考』、昭和三十三年、八一―二頁
- (5) 『三国町史』昭和三十九年、一三八頁
- (6) 『三国町史料』町内記録、昭和四十八年、三頁
- (7) 久末重松家文書六号『福井県史』資料編4中近世二、三九三頁。なお、本史料によれば御用地になったのは文政二年己卯年(一八一九)のこととされ、二年の差がある。
- (8) 文政二年八月には三国湊久昌寺の名前で道実島において金毘羅堂再建のための金毘羅講が企てられており、この年に御用地になったとする方が説明がつく(山口家譜『福井市史』資料編7近世五、二七四頁、大森英世家文書『金毘羅講札取次心得方定』福井市史資料編6近世四下、二二六頁)
- (9) 注(6)前掲書、三頁
- (10) 『大門町記録』注(6)前掲書、二九一頁
- (11) 『三国湊風景之図』には、人家が建ち並ぶ中に福井藩から道実島を拝領された三国与兵衛の

邸宅がみえるが、これは天保年中以後のことである(『松ヶ下万代不易録』注(6)前掲書)。  
 (12) 注(2)『三国浦絵図』(安永七年)寛政三年頃には殿島は「御嶋」と記載されているが、これも川崎村と陸続きになって描かれている。

- (13) 『三国湊御用留帳』小浜敦賀三国湊史料、六八六頁
- (14) 注(6)前掲書、一頁
- (15) 『福井縣史』第二編藩政時代、大正十年、五七六頁
- (16) 松平文庫『越前世譜』、享保二十年閏三月二十六日の項
- (17) 注(4)前掲書、八一―九頁
- (18) 注(16)、享保二十年八月日不詳の項
- (19) 注(16)、享保二十年八月日不詳の項
- (20) 注(6)前掲書、三三一―頁
- (21) 注(3)
- (22) 注(6)前掲書、三頁
- (23) 松平文庫『御家老中御用留抜集』の宝暦元年五月二十九日の項によれば、三国水戸教舟支配について三国湊問丸共から室屋亀次郎の弟与三郎に引き渡されたことが記されている。室屋惣次郎と亀次郎とは親子関係にあることから混同した可能性がある。なお、『三国湊川口燈明』が始められたのは元禄十三年のこととする記事もある(『国事叢記』上、三三九頁、『片聳記』続片聳記 上、八九頁)
- (24) 酒谷文書『諸事記録』『三国町史料』海運記録、昭和五十年、二六九頁。なお、『片聳記』続片聳記 上、六三四頁では元禄十三年の記事

として「三国の港口に始て置舟以導入港船、晝は用旌旗夜は懸燈火以為標謂之を水戸印」とあるが、この段階では昼の「旌旗」に対して夜の「懸燈火」であり櫓であったと確認できるわけではない。

- (25) 注(16)、元禄十年十月二十五日の項
- (26) 土屋豊孝家文書、福井県文書館複製本C-1306(一九九頁)、
- (27) 『安嶋浦・三国湊論』『三国町史料』村方記録、昭和四十九年、一六八頁
- (28) 注(6)前掲書、三頁
- (29) 注(16)、安政三年七月十三日の項
- (30) たとえば、寛政三年七月八日には福井表御門普請のため大材木を運ぶように指示が出されている(注(13)前掲書、四二三頁)。なお、この御門とは桜御門のことであり、福井表への輸送には川舟輸送に従事していた安居舟の手によった(同書、寛政四年二月二十四日の項)。
- (31) 注(6)書、三三二頁
- (32) なお、注(4)前掲書に挿入の「三国港図」には「御米蔵」と記載されているが、御米蔵の誤記である。
- (33) 注(13)前掲書、四九四頁
- (34) 『滝谷町記録』注(6)前掲書、四二―三頁
- (35) 『三国湊御条目』注(6)前掲書、二二―五頁
- (36) 注(16)、寛政九年六月二十七日の項
- (37) 『三国湊記録』(支配人日記)注(6)前掲書、一三〇頁
- (38) 『三国湊問丸日記補遺』注(6)前掲書、一八

二頁  
 (39)『明治三大築港展』図録、みくに龍翔館、平成十六年

## 二、河口絵図の作成時期と作成意図

### (一) 河口絵図の作成年代

一、河口絵図に記された情報をまとめると、その作成年代は寛政十年(一七九八)から文政四年(一八二一)までの約二十年間の景観を示している。

しかし、これ以上年代を絞り込むには、河口絵図の作成意図から絞り込む必要がある。

### (二) 河口絵図の作成意図

河口絵図の内容を一(八)から考えると、河口絵図は灌頂寺水刳杵の改修のための現状把握を意図したものであったことが想定される。

では、灌頂寺水刳杵の改修状況はどうであったのかを示したものが次の表である<sup>⑩</sup>。この中で河口絵図の作成年代に合致するのは文化九年の改修である。

寛永9年(1632)	熊本藩加藤家の家臣であった野田市之丞が、福井藩に召抱えられ普請方を務め、「灌頂寺水刳杵」を築造。
天明6年(1786)	灌頂寺水刳杵大破。大修理を行う。
寛政2年(1790)	灌頂寺水刳杵修理。
文化9年(1812)	水戸銚子口2尺に及ばず、水底をさらえ、宿の浜出先の水刳ねをする。
弘化3年(1846)	灌頂寺水刳杵修理。(杭識石の上に石杵を作る。)
安政6年(1859)	灌頂寺水刳杵修理。
明治元年(1868)	洪水により竹田川沿村82ヶ村に被害。8月灌頂寺水刳杵廃除。

### (三) 文化九年の灌頂寺水刳杵の修理

では、文化九年に行われた灌頂寺水刳杵の修理とはどのようなものであったのであろうか。その概要は「三国湊御用留帳」には、次のように記されている<sup>⑪</sup>。

「同(文化九年九月―筆者注)廿二日、波高二而水戸銚子口此間之通水浅ニ相成候様子水戸小屋方相達シ、口銭出役鳴崎氏并定役松尾氏下役三人湊役人共不残水戸先へ罷

出、人足申付水刳等いたし、同廿三日同断取掛り候処、廿四日銚子口深サ四尺斗ニ相成、入船出入共差支無之段相達、且右砂浚ニ付諸入用有之候間、別紙之通金津御役所様御口銭方ニ通差出入写左之通

乍恐口上書を以奉願上候

一、当九月十三日当湊水戸銚子口之所水浅ニ相成、漸く深サ式尺斗相立候間、入船等大差支ニ相成申候ニ付、早速御達申上銚子口水底浚并川筋水之流悪敷故水先キ宿浦方へ相付候而、右鉢水浅ニ相成申候、依之宿之浜出先キへ水刳仕候間、砂相浚早速水深ニ相成悦申候処、十八日十九日之荒波高二相成候処、又々水筋相埋候ニ付先達之水刳方水下もへ亦々水刳等相拵候処、程能水筋相掛り早速水深ニ相成申候而、只今船出入共無差支相成船手并問屋共一統相悦申候、右水刳砂浚ニ付別紙之通入用等多相掛り申候、恐多御願ニ御座候へ共、何卒右両度入用銀被下置候様奉願上候、是迄前代未聞之御儀他国へ相聞候而ハ不相濟と奉存入用等之儀も御伺不申上早速相繕申候間、何卒乍恐

為聞召詔右願之通入用銀被下置候ハ、問屋共始私共一同難有可奉存候、以上

問丸

申九月 池 上 忠 四 郎

浅 田 源 五 郎

山 田 七 郎 右 衛 門

庄 屋 善 三 郎

同 安 兵 衛

船問屋

年行司

宮腰屋五郎兵衛

但右両度入用銀高壹百貳拾五匁式分六厘、外二人足三百五拾人

実は、文化九年の改修の話はこの年に始まったわけではない。この普請の四年前、文化五年閏六月に灌頂寺川除普請を行うように福井藩が命じている。しかし、当時は世上不景気の上に焼失した福井藩江戸上屋敷の再建費用や三国湊の惣社である山王宮の修繕などが重なり、莫大の費用を捻出することが困難なため、三国湊側では普請銀高の半額を福井藩から負担してもらうことを条件にした上で翌年に延期するように願っている。<sup>43)</sup>

しかし、翌文化六年も江戸下屋敷の普請など福井藩の出費も重なったためであろうか、灌頂寺川除普請は進まず、さらに翌年の文化七年六月二十二日に至ってようやく灌頂寺川除普請仕法書の提出が求められた。<sup>43)</sup>

そして、翌二十三日には湊役人が「功者之者」である平野屋作右衛門、莩屋孫兵衛、桶屋次兵衛を召連れて灌頂寺の見分を行った。<sup>44)</sup> さらに二日後の二十五日には次のような記事があるが、この見分の結果を踏まえたものであった。<sup>45)</sup>

「同（文化七年六月―筆者注）二十五日、漢頂寺川除籠絵図平作・桶次・莩孫方指出し候二付、正智院へ呼出し衆評ニおよび、猶又諸色積り書代盛書付内々指出、惣メ高三拾貳三貫匁あら積り候趣指出し候、右二付明日金津表江召連絵図面を以御達可申上旨申談候」

ここでは、費用の見積額を三十二乃至三十三貫匁と概算しているが、それとともに「灌頂寺川除籠絵図」が「功者之者」の手で作成されていること、金津表すなわち金津奉行所に提出が予定されている点に注意してもらいたい。

い。

なお、三国湊から先の概算額等を金津奉行所に提出されたが、約三十貫匁のうち藩からは三分の一の十貫匁が御下夕銀とされるのみで、残る二十貫匁は三国湊側で十五年賦で対応するようにとの指示であった。<sup>46)</sup>

この結果を持ち帰って三国湊では協議を重ねたが、またしても「当年ハ船廻り等不宜一統ニ不景氣銀子御取替之義出来不致」状況であることから灌頂寺川除普請はさらに延期されたのであった。<sup>47)</sup>

もつとも、約一年後の文化八年六月には次のような記事があることから、福井藩も灌頂寺川除普請の必要性がないと判断していたわけではないらしい。<sup>48)</sup>

「（文化八年―筆者注）六月十四日、金津表御配府到来、態申達候、然ハ明十三日御頭内分ニて灌頂寺川除所并町裏川口御番所迄迄川筋之処御内見被成度ニ付被相越候、右ニ付四日市橋詰迄舟舥差出置候様いたし度候、尤御昼飯之儀ハ正智院ニおゐて七分弁当支度有之候様御申聞可被成人数上下七人相越申候、右申達如此ニ御座候へハ、右

二付胴船老艘・天満老艘仕立、右橋下夕迄相登り、夫方直二灌頂寺へ御出御内見有之候処、雨天二付夫方正智院にて御中飯被遊、御帰之節町裏深サ御内見有之候、船中御弁当差出入、尤橋迄御見送是方駕二而御帰被遊候」

最終的に灌頂寺川除普請が実施されるのは(三)の冒頭に示したように、更に翌年の文化九年であるが、前年の文化八年に灌頂寺川除所から三国湊の町裏そして川口留御番所までの川筋の内見が福井藩の手により行われ、特に帰りの節には「町裏深サ御内見有之」とあることに注目したい。というのは、河口絵図には、三国湊の川沿い、道実島との間の川幅とともに川の深さに関する記述が詳細に記されているからである。このことから、河口絵図は、文化九年の灌頂寺川除普請の準備のために現状把握のために文化七年あるいは文化八年に作成されたものであろう<sup>49</sup>。

(40) 注(39)前掲書四五頁、「三国港築港事業年譜」より抄録

(41) 注(13)前掲書、六九二頁

(42) 注(13)前掲書、六五五頁、文化五年閏六月十六日および同二十日の項

- (43) 注(13)前掲書、六七二頁、文化七年六月十二日の項
- (44) 注(13)前掲書、六七二頁、文化七年六月十三日の項
- (45) 注(13)前掲書、六七二頁、文化七年六月二十五日の項
- (46) 注(13)前掲書、六七二頁、文化七年六月二十六日の項
- (47) 注(13)前掲書、六七二頁、文化七年七月四日の項
- (48) 注(13)前掲書、六七九頁、文化八年六月十四日の項
- (49) 推測を重ねるならば、文化七年に作成された灌頂寺川除普請絵図に翌八年の内見の際の川幅、水深の調査が記入されたものとみなすこともできようか。

#### おわりに

最後に、河口絵図は何ゆえ辰之標「文武」の中に紛れることになったのであろうか。あくまでも推測の域を出ないが、可能性の一つとして次のように考えることもできよう。

辰之標「文武」には武術に関する史料が含まれるが、その中には砲術関係のものがある。先の河口絵図の時代を絞り込む際にも記したが、幕末には三国湊周辺には外国船への

対応から宿浦、泥原新保浦等に台場が設けられた。辰之標「文武」には泥原新保浦や米ヶ脇浦に設置された(あるいは設置予定であった)の台場の設計図のような小絵図が複数残されている。これらの台場が設置された三国湊周辺を概略的に示す小絵図として、河口絵図は転用されたのではないだろうか。

**謝辞** 本稿執筆にあたり福井県立図書館および福井県文書館に史料の確認で便宜を図っていただいた。ここに厚く感謝を申し上げます。

